



対象者

特別支援学校に通う児童

(サービス利用までに18歳に達しないもの)

補足

選択支援事業所の増加までの暫定的な措置として

- ・近隣に事業所がない場合
 - ・支援を受けるまでに待機期間が生じる場合
- 就労移行支援事業所によるアセスメント（直Bアセス）を可能としています。

多機関連携

関係機関には、市区町村、指定特定相談支援事業所、就労系障害福祉サービス事業所、ハローワーク、障害者就労・生活支援センター、地域障害者職業センター等が挙げられています。